

対マダガスカル共和国国別開発協力方針

2021年5月

1. 当該国（地域）への開発協力のねらい

マダガスカルは、比較的広大で降雨に恵まれた国土を有し、鉱物・石油資源や水産資源にも恵まれている。また、地政学的にアジアとアフリカとの間の主要な海洋航路上にあり、戦略的要衝に位置するため、インド太平洋地域の連結性を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上で重要な役割を担う。さらに、同国は、南部アフリカ開発共同体（SADC）、東南部アフリカ市場共同体（COMESA）、インド洋委員会（IOC）、環インド洋連合（IORA）等の地域経済共同体に所属し、それら共同体市場内の貿易の促進や、同共同体の所属国間の協力による西インド洋地域・海域の平和と安定の確保・経済的繁栄の可能性を有している。

同国では、レアメタルを含む鉱物資源が豊富であり、今後、一層の開発が期待され、特にニッケルについては、日系企業が大規模な精錬事業を行っており、同国が我が国にとって最大の輸入相手国となっている。また、近年では同国の西海岸地域で石油・天然ガスの埋蔵が報告される等、我が国の資源戦略上、重要な国の一つとなっている。

同国では、2014年の民主的政権樹立以降、経済成長率は改善傾向にあるが、国民一人あたりGNIは440ドル（2018年世銀）と低く、また開発指標も世界最低レベルにあり、人間開発指数は世界189か国中第162位（2019年国連開発計画）と深刻である。開発協力大綱の重点課題である『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅の観点からも開発指標の改善に資する支援の意義は高い。2019年1月に発足した同国新政府は施策方針（la Politique Générale de l'Etat: PGE）における重点分野として、平和と安全保障、エネルギーと水、汚職対策（ガバナンス等）、教育、保健、工業化、食料の自給自足（農業・牧畜等）、居住促進と近代化（都市計画・道路）等を挙げているところ、我が国としても同方針を踏まえたODAを通じた支援を行うことは、持続可能な開発目標（SDGs）の実現の観点からも意義があることから、同国との間で信頼関係を醸成し、国際場裏での協力を含め二国間関係の強化を図る。

2. 我が国のODAの基本方針（大目標）：

経済開発と社会開発のバランスの取れた持続的発展への支援

マダガスカルは、アジアとアフリカを結ぶ海洋航路の戦略的要衝に位置し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現における重要なパートナーであり、同国において、平和と安定が確保され、経済が発展し、貧困が削減されることは、西インド洋地域全体の平和と繁栄にとっても重要である。我が国は、同国の経済開発と社会開発のバランスの取れた持続的発展を後押しする協力を行っていく。また、同協力の成果は、持続可能な開発目標（SDGs）のうち、特に目標2（飢餓）、3（保健）、4（教育）、8（経済成長と雇用）、9（インフラ、産業化、イノベーション）、11（持続可能な都市）、12（持続可能な消費と生産）、14（海洋資源）、16（平和）、17（実施手段）の達成に影響・寄与す

ることから、これらの目標との整合性を考慮しつつ、協力を実施する。

3. 重点分野（中目標）

（1）農業・農村開発

マダガスカルはアフリカでも有数のコメ消費国であり、農業は同国の基幹産業である。これを踏まえ、農業分野、特にコメ生産を中心に、我が国の知見、経験及び技術力を活用し、灌漑施設等の農業インフラ整備や技術協力により、農業生産性の向上及びバリューチェーン構築に向けた支援を実施する。また、食料安全保障と栄養の改善を促進するため、コメ生産性向上と併せてマルチセクターによる栄養改善の取組みを実施する。特に栄養効果の高い作物や水産物などの既存の資源を活用した栄養改善と、漁村開発などを考慮した水産分野での開発のための支援を実施する。

（2）経済インフラ開発

同国の鉱物資源開発、投資促進及び民間セクター開発を通じた経済の安定的成長を支えるため、港湾施設、道路（橋梁含む）及び鉱物資源分野等の経済インフラ開発を実施する。併せて、経済成長に深刻な影響を与えている低い電化率を解消するため、再生可能エネルギーの活用を含め、電力分野への支援を実施する。また、都市・地域開発の基盤を整備すべく、上下水道整備や廃棄物管理等の社会インフラ整備に対する支援を実施する。

（3）社会セクター開発

学校建設等のインフラ整備による教育アクセスの向上や、技術協力による学校運営能力の強化を通じて、教育の質の改善に対する支援を実施する。また、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けて、医療マネジメント強化に係る人材育成の支援を実施するとともに、医療サービス改善や医療体制強化のため、保健医療施設等の基盤インフラ・設備改善に対する支援を実施するほか、国民生活の質の向上に向けた社会サービス提供のための基盤整備を行う。

（4）ガバナンス改善

同国の民主化の促進と行政機能の安定を確保し、持続的な発展を可能とするため、法制度整備や行政機関の能力強化等のガバナンス改善に資する支援を実施する。

（5）海洋の安定化努力支援

違法漁業対策、海上法執行能力強化、海洋状況把握（MDA）能力強化や人材育成などを通じて、同国の海上保安能力強化のための支援を実施し、インド太平洋における法の支配や航行の自由の確立に貢献する。

4. 留意事項

対マダガスカル民間投資を拡大するため、農業・保健・インフラ分野等における官民連携により、投資・ビジネス環境整備、日本企業の製品・技術の紹介及び関係民間企業のマッチング等に取り組む。 （了）

別紙： 事業展開計画